



企業の採用力強化支援 新規公募開始 「魅力あるインターンシップ・仕事体験支援補助金」

■補助事業の目的

インターンシップ等の企画・実施経費の一部を補助することにより、県内企業への大学生等の理解を深め、ひいては中小企業者等の採用力向上と若年者の県内就職促進を図ることを目的としています。

■事業概要

(1) 対象企業（このほか要件は交付要綱をご覧ください）

次の基本的な要件をいずれか満たすインターンシップ・仕事体験に取り組む中小企業者等

- ① 2023年4月～2025年3月内にインターンシップ・仕事体験を企画・募集した結果、学生の参加に至らなかった
- ② 2023年4月～2025年3月内にインターンシップ・仕事体験を実施したが、2025年卒大学生等の採用に至らなかった
- ③ 島根県「(新卒)採用の専門家派遣事業」の活用実績があるが、2025年卒大学生等の採用に至らなかった

(2) 対象経費 インターンシップ・仕事体験に運営に係る委託費、プログラム設計委託費、研修受講料、広報費等

(3) 補助率 1/2（上限額50万円）

■予算額 5,000千円

■公募申請期間

一次締切：令和7年5月23日(金) 17:00 必着

二次締切：令和7年7月 4日(金) 17:00 必着

三次締切：令和7年9月 5日(金) 17:00 必着

※予算の上限に達し、終了する場合があります。この場合県雇用政策課HPに掲載します。

■問合せ・申込み

島根県商工労働部雇用政策課 採用力強化スタッフ（R6年度内は若年者就職促進室）

TEL：0852-22-6952 E-mail：jakunen-shien@pref.shimane.lg.jp

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

○詳細は別紙チラシ、ホームページ掲載の公募要領及び交付要綱をご確認ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/koyo_syugyo/shien/internshien.html

島根創生を進める
ための新規・拡充
施策

I 活力ある産業をつくる
3 人材の確保・育成
企業採用力強化事業 P18

【県HP】

（島根創生を進めるための新規・拡充施策（令和7年度版））

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr7/r7gaiyou.data/shinkikakujuR7.pdf>

（島根創生計画〔第2期〕）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>



若者に島根で働く魅力を伝えるために

魅力ある インターンシップ・仕事体験 支援補助金

中小企業者等のみなさまが、大学生等を対象とした
魅力あるインターンシップ・仕事体験を実施する取り組みについて、
経費の一部を補助します。

基本的な要件

次の①から③のいずれか満たす必要があります。(裏面の他の要件もご覧ください)

- ① 2023年4月～2025年3月内にインターンシップ・仕事体験を企画・募集した結果、学生の参加に至らなかった
- ② 2023年4月～2025年3月内にインターンシップ・仕事体験を実施したが、2025年卒大学生等の採用に至らなかった
- ③ 島根県「(新卒)採用の専門家派遣事業」の活用実績があるが、2025年卒大学生等の採用に至らなかった

対象経費	補助率	補助上限
1. 委託料 (インターンシップ・仕事体験企画・実施にかかるもの) ● 企画・運営に関する外部コンサルティング費用(委託費) ● プログラム設計委託費(教材作成費を含む) ● 当日の運営委託費、フォローアップ経費(外部専門家への委託費用に限る) 2. 研修費 ● インターンシップ・仕事体験の効果向上を目的とした研修受講料 3. 広報費 (インターンシップ・仕事体験の募集・広報のみ) ● パンフレット、チラシ、Webサイト等の作成費(デザイン制作、印刷費、Web制作費等) ● 参加学生募集のための広告掲載費、募集サイト掲載費等 ※「3. 広報費」は、補助対象経費全体の1/2以内	1/2	50 万円

要綱、様式、その他詳細については県ホームページをご確認ください。▶▶▶

事業 HP は
こちらから



活用イメージ

インターンシッププログラムの設計委託

学生向け広報費

和やかな中で
課題に取り組める
内容に

学生の専門性や
キャリア形成に活かせる
インターンシップ等を
PR

事業実施の流れ

1. 事前準備・申請

公募要領を確認し、委託事業者や取組内容を検討。
見積書等を添付した申請書類一式を提出します。

併せてチェックシートを提出してください

2. 交付決定・事業実施

採択後に、事業計画に基づき事業実施。経費や事業内容に変更があればご連絡ください。（交付要綱に基づき変更申請が必要な場合があります）

事業期間は
2/28までです

3. 実績報告・金額確定

実績報告後、金額を確定します。
実施後の効果調査にご協力ください。

3/6着で実績報告を提出してください

主な補助対象要件等

● 補助対象要件

1	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等であること ・みなし大企業、過去に「本補助金」又は「（新卒）採用ブランディング支援補助金」の交付を受けた者を除く ・資本金を持たない法人（社会福祉法人、医療法人など）は、常時雇用する従業員の数が300人以下であること
2	下記アからウの 全て の条件を満たすこと ア 2026年卒業予定の大学生等を対象とした採用計画が1名以上あること イ（公財）ふるさと島根定住財団が運営する求人サイト（ジョブカフェしまね）に求人情報を掲載していること ウ 厚生労働省が運営するハローワークインターネットサービスに「新規学卒者等」の区分で求人情報を掲載していること
3	下記①から③の いずれか の条件を満たすこと ①2023年4月～2025年3月内にインターンシップ・仕事体験を企画・募集した結果、学生の参加に至らなかった ②2023年4月～2025年3月内にインターンシップ・仕事体験を実施したが、2025年卒大学生等の採用に至らなかった ③島根県「（新卒）採用の専門家派遣事業」の活用実績があるが、2025年卒大学生等の採用に至らなかった
4	2025年4月～2027年3月にジョブカフェしまねインターンシップ・仕事体験を企画し学生募集予定である
5	このほか、交付要綱第4条に定める要件を満たすこと

● 公募受付締切（郵送又は持参必着）

第1回 令和7年 5月23日（金）17時 必着
第2回 令和7年 7月4日（金）17時 必着
第3回 令和7年 9月5日（金）17時 必着

● 補助率・補助上限額

補助率：2分の1
（補助上限額：50万円）

詳細は県HP（補助金交付要綱・公募要領）をご確認ください

※各締切において、予算上限に達した場合、募集を締め切ることがあります。

※書類不備による不採択を避けるため、各締切日の10日前までに事前相談（書類一式（作成中で可）をメールで送付の上、電話連絡）をお願いします。

インターンシップ・仕事体験の

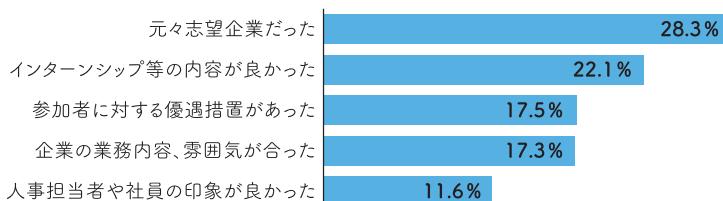
注目度が増加

インターンシップ・仕事体験が、
学生が企業理解を深める機会として活用されています。

● インターンシップに参加した企業の採用選考を受けた割合



● インターンシップ等に参加した企業の採用選考を受けた理由



出典：マイナビ2025年卒内定者意識調査（2024年7月）

